

令和6年度 墨田区育児休業代替任期付職員採用選考案内 (栄養士・Ⅱ類)

令和6年12月25日
墨 田 区

- 申込受付期間 令和6年12月25日(水)午前9時～令和7年1月29日(水)午後5時
- 申込受付方法 インターネット申込
- 選考実施日 令和7年2月8日(土)

育児休業代替任期付職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

勤務条件については、原則として任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1 募集概要等

募集職種	職務名	採用予定時期	採用予定人員	勤務予定先
栄養士 (Ⅱ類)	栄養士	令和7年4月1日以降	1名	保健所等

2 受験資格(次の(1)～(4)の要件のすべてに該当する方が受験できます。)

- (1) 国籍を問わず、栄養士の免許を有する方(令和7年3月31日までに免許取得見込の方を含む)
- (2) 地方公務員法第16条の各号(末尾「参考」参照)のいずれにも該当しない方
- (3) 現に墨田区の常勤職員(任期付職員(※)、教育公務員、臨時的任用職員は除きます。)でない方

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(※) 「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員を言います。

3 採用予定時期

令和7年4月1日以降、墨田区が指定する日。

4 任期

おおむね6か月以上3年未満

※ 職員の育児休業請求期間に応じて、採用時に決定します。なお、任期付職員として採用され、その任期が満了した後に、他の職員の代替として任期を更新することはありません。

5 合格者の取扱い

合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。ただし、取得状況によっては採用されない場合もあります。

6 選考方法・日程等

実施月日	令和7年2月8日（土）	
場所	墨田区役所	
内容	作文	課題式により800～1000字程度（70分）
	面接	個別面接
結果通知	令和7年2月下旬予定（面接受験者全員に通知します。）	

7 受験手続

インターネット申込により時間に余裕をもって申し込んでください。

申込方法	①下記申込URL（墨田区電子申請サービス（LOGOフォーム）の墨田区育児休業代替任期付職員（栄養士）採用選考申し込みページ）へアクセス ②画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請
申込URL	採用選考申し込みページ （墨田区電子申請サービス LOGOフォーム） https://logoform.jp/form/DnDq/855163 

申込期間	令和6年12月25日（水）午前9時から 令和7年1月29日（水）午後5時まで 【期間内受信有効】
------	---

- ◆ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメール（到達通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。
- ◆ インターネットでの申し込みが出来ない場合は、問合せ先へ連絡してください。

8 受験票の交付

申込締切り後、メールで送付しますので、選考当日、スマートフォンの画面で受験票を提示いただくか、受験票をダウンロードし、印刷したものを提示してください。

- ◆ 令和7年2月5日（水）までにメールが届かない場合は、問合せ先に照会してください。

9 給与等（令和7年4月1日時点）

月 額	約240,000円（地域手当含む。） ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
加 算	職務経験等がある場合には、一定の基準により加算される場合があります。
手 当	条例等の定めるところにより、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。
昇 給	原則として年1回あります。
勤務時間	原則として午前8時30分～午後5時15分
休 暇 等	年次有給休暇が付与されます（採用月により、付与日数が異なります）。その他、慶弔休暇等があります。 ただし、育児休業は請求することができません。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所がある場合あり）

墨田区総務部職員課人事係（区役所8階）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

【電話】03-5608-6244（直通）

【ホームページ】<https://www.city.sumida.lg.jp>

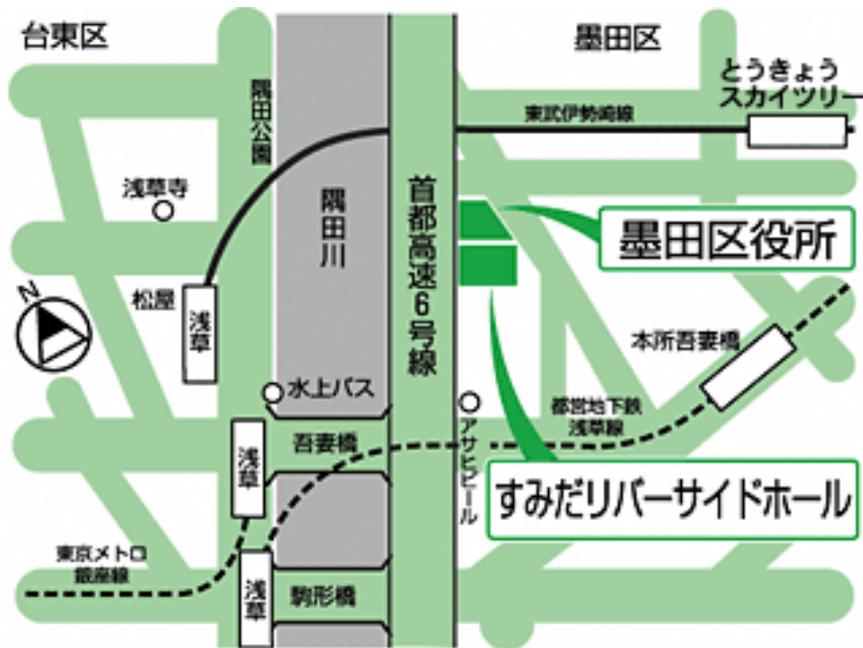


ひと、つながる。
墨田区

育休任期付（栄養士）
採用ページ

【墨田区役所案内図】

- 交通機関
- 東武伊勢崎線「浅草駅」正面口から徒歩5分
 - 東京メトロ銀座線「浅草駅」5出口から徒歩5分
 - 都営地下鉄浅草線「浅草駅」A5出口から徒歩5分
 - 都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋」A3出口から徒歩5分
 - 最寄のバス停は「墨田区役所」、「本所吾妻橋」、「リバーピア吾妻橋」
 - 区内循環バス南部ルート「墨田区役所（勝海舟像入り口）」



《参考》地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。